

事 務 連 絡  
令和4年10月13日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局  
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

### 遠隔医療設備整備事業にかかる令和5年度交付要綱の見直しについて

平素より、厚生労働行政につきまして、格別のご理解賜り厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、デジタル庁を中心に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）」に基づく取組を進めているところです。また、デジタル庁では、安全で便利なデジタル社会を構築するため、デジタル社会の基盤としてマイナンバーカードの普及を進めているところ、令和5年度概算要求において、デジタル田園都市国家構想交付金に関して、マイナンバーカードの普及状況等を評価することを検討することとしています（参考1）。

当省の遠隔医療設備整備事業についても、遠隔病理診断、遠隔画像による診断及び助言、在宅患者に対する遠隔診療の実施に必要なコンピュータ機器、通信機器等の設備整備に対する財政支援を行うことができるよう、令和5年度概算要求では、引き続き必要な予算額を要求しているところ（別添1）、令和5年度からは、マイナンバーカードを活用した取組（※）が積極的に実施されるよう、申請医療機関におけるオンライン資格確認等システムの導入状況に応じて補助を行うなど医療施設等設備整備費補助金交付要綱の見直しを検討していますので、予めご承知おきください。

#### ※マイナンバーカードを活用した取組の例

オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの健康保険証利用）により、

- ・ 医療機関等の窓口で、患者の直近の資格情報等の確認
- ・ 医療機関・薬局で特定健診等情報、薬剤情報及び診療情報の共有・閲覧
- ・ 患者本人はマイナポータルで特定健診等情報、薬剤情報及び診療情報の閲覧が可能。

オンライン資格確認等システムについては、今後のデジタル社会において、医療機関等が患者の医療情報を有効に活用して、安心、安全でより良い医療を提供していくためのデータヘルスの基盤となるものです。

医療機関においてオンライン資格確認等システムの導入が推進されるよう、各都道府県におかれましては、管内医療機関に周知をお願いいたします（参考2）。

# 遠隔医療設備整備事業

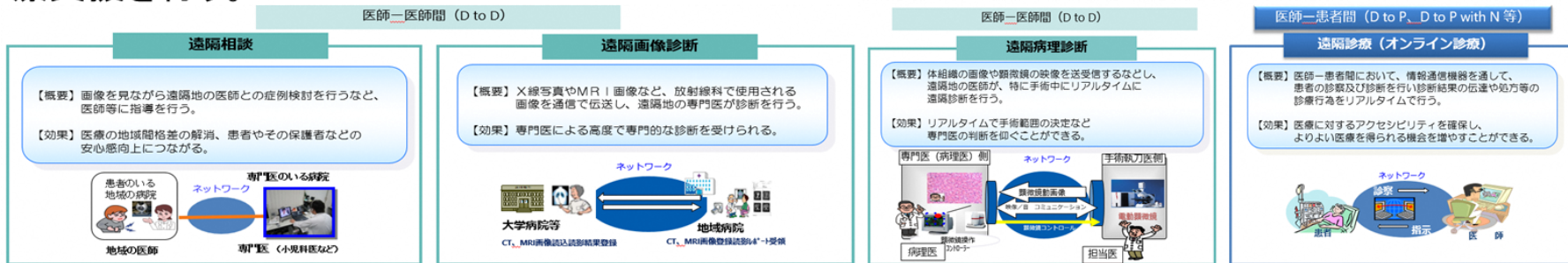
令和5年度概算要求額 4億円（4億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

補助率：2分の1

補助実績：平成30年度：5か所 28,708千円 令和元年度：6か所 23,054千円

令和2年度：8か所 27,634千円 令和3年度：16か所 105,383千円